

令和 2 年 4 月 13 日

栗本建設工業株式会社

【新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言への対応について】

当社では、新型コロナウイルス感染症に対する「緊急事態宣言」発令を受けて、4月13日より5月6日まで（政府の動静により延長する場合がございます。）、社員に対してシフト制による分散勤務、在宅勤務（テレワーク）、時差通勤・時短勤務を実施し、感染拡大防止に努めております。

また、接触機会を避けるため、業務（作業所を含む。）は通常どおり、お問い合わせ等も従来通りお受けすることとしておりますが、お打合せ、ご面談等は、極力お電話やインターネットを利用したオンライン通話での実施をお願いする場合がございます。

以上、今回の処置に際し、皆様には大変、ご不便、ご迷惑をおかけしますが、お客様をはじめ協力会社様外すべての関係各位のご健康と安全確保を最優先に、感染拡大防止に向け、対策を実施してまいりますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

栗本建設工業株式会社